

# お知らせ

## 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の実施マニュアル《本編》

(平成30年6月1日改訂版)

### の一部修正について

標記マニュアルを平成30年6月1日に改訂し掲載しておりますが、内容に誤記（記載が古いままの箇所）があり、以下のとおり修正いたしました。

修正前のものを印刷済みの方には、大変お手数をおかけし申し訳ございません。

#### 【該当ページ】

- ◎ トラック編「本編」 P16
- ◎ バス編「本編」 P14
- ◎ タクシー編「本編」 P12

#### 【修正内容】

『(1) 運転者に対する刑事処分』中、「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」の説明について、刑法に基づくものとの説明になっていました。

これらは刑法から、「自動車運転死傷行為処罰法」（平成26年施行）に移され、また、「自動車運転過失致死傷罪」は「過失運転致死傷罪」に改称されていますので、該当箇所を修正しました。